

教職課程

外国語学部

❖ 教職課程(2026年度入学者)

外国語学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
英語学科	英 語	英 語
ヨーロッパ 言語学科	英 語 ドイツ語 フランス語	英 語 ドイツ語 フランス語
アジア 言語学科	国 語 英 語 中 国 語	国 語 英 語 中 国 語

※英語の教員免許状はすべての学科で取得可能です。ドイツ語・フランス語・中国語の教員免許状については、該当の学科で各言語を専攻している場合に限ります。国語の教員免許状については、日本語・コミュニケーション専攻に限ります。

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格		学士の学位を有すること (学部の履修規定をよく読んで) 卒業要件単位数を満たすこと	
必要な区分 (法定単位)		本学における最低修得単位数	
第6条の6 教育職員の免許に定める科目	日本国憲法(2)	各免許状共通	2
	体 育(2)		3
	外 国 語 コミュニケーション(2)	英語学科	4
		ヨーロッパ言語学科	2
		アジア言語学科	2
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作(2)	各免許状共通	2
教育の基礎的理解に関する科目等 (中学校27) (高校23)	中学校全教科	33	
	高校全教科	29	
教科及び教科の指導法に関する科目 (中学校28) (高校24) *取得希望校種・教科ごとに修得すること	中学校全教科	28	
	高校全教科	24	
大学が独自に設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種・教科ごとに修得すること	中学校全教科	0	
	高校全教科	6	

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いています(貸出可)。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料(教科書は除く)があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、POSTに掲出します。**必ず1日に1回は確認するようにしてください。**

❖ 教職課程(2026年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

- (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作〕

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等	
科目	単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	2単位 必修
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)	3単位 必修
外国語 コミュニケーション	2	<英語学科> Intensive English A I、A II(各2)	4単位 必修
		<ヨーロッパ言語学科、アジア言語学科> 基礎英語(コミュニケーション) I(1) 基礎英語(コミュニケーション) II(1) 基礎英語(コミュニケーション) III(1) 基礎英語(コミュニケーション) IV(1) 初級英語(コミュニケーション) I(1) 初級英語(コミュニケーション) II(1) 初級英語(コミュニケーション) III(1) 初級英語(コミュニケーション) IV(1) 中級英語(コミュニケーション) I(1) 中級英語(コミュニケーション) II(1) 中級英語(コミュニケーション) III(1) 中級英語(コミュニケーション) IV(1) 上級英語(プレゼンテーション) I(1) 上級英語(プレゼンテーション) II(1) 上級英語(ディスカッション) I(1) 上級英語(ディスカッション) II(1) 上級英語PLUS(S&W) I(1) 上級英語PLUS(S&W) II(1)	2単位 選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データ・AIと社会(2) データ・AI活用基礎(2) データ・AI活用実践(初級)(2) データ・AI活用実践(上級)(2)	2単位 選択必修
		—	—

注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等						
教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考			
	中学校	高校		中学校	高校				
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること			
			教職論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること			
			教育社会学(2)	2単位 必修					
			教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選択					
			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4単位 必修		3年次末までにいずれか1科目を修得すること			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2単位 必修		3年次末までに修得すること(注2)			
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	2単位 必修					
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—				
			総合的な学習(探究)の時間の指導法(2)	2単位 必修					
			特別活動の指導法	2単位 必修					
			教育の方法及び技術	2単位 選択必修					
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2単位 必修					
			生徒指導の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること			
教育実践科目	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修		3年次末までに修得すること			
			教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修				
			教職実践演習(中・高)(2)	2単位 必修					
最低修得単位数			27	23	合計		33	29	

❖ 教職課程(2026年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. **中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。**高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。
4. ドイツ語・フランス語・中国語の免許状を取得希望の場合について、当該教科での教育実習先の確保が困難な状況にあることから、代わりに英語で教育実習を行うことができます。
 - 英語で教育実習を行う場合は、3年次終了までに取得希望言語の「〇〇語科教育法1(2)」「〇〇語科教育法2(2)」、「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」の計8単位を修得するとともに、英語の「教科に関する専門的事項」において最低修得単位数20単位のうち16単位以上を修得してください。なお、日本語・コミュニケーション専攻の方のみ、中国語の代わりに国語で教育実習を行うことができます。
 - 国語で教育実習を行う場合は、3年次終了までに「中国語科教育法1(2)」「中国語科教育法2(2)」と「国語科教育法1(2)」「国語科教育法2(2)」の計8単位を修得するとともに、国語の「教科に関する専門的事項」において最低修得単位数20単位のうち16単位以上を修得してください。
5. 3年次末までに、教育実習の担当教科の言語において、次の要件を満たさなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
 - 英語…TOEIC L&R 630点以上(または、その他の検定試験等において左記と同等レベル以上)
 - ドイツ語・フランス語・中国語…CEFRレベルB1以上

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 英語》			英語学科					
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数			
		中学校	高校		中学校	高校	履修方法	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	1単位以上	Introduction to English Linguistics I(2) Introduction to English Linguistics II(2)		4単位 必修		各科目区分で指定された単位数以外に 4単位選択必修
				英語学A(英語音声学・音韻論)I(2) 英語学A(英語音声学・音韻論)II(2) 英語学B(英語統語・意味論)I(2) 英語学B(英語統語・意味論)II(2) English Lexis C I(2) English Lexis C II(2)		選択必修		
		英語文学	1単位以上	英米文学概論I(2) 英米文学概論II(2)		4単位 必修		
				米文学I(2) 米文学II(2)		選択必修		
		英語コミュニケーション	1単位以上	Specialized English Studies (Academic English) I(2) Specialized English Studies (Academic English) II(2) Specialized English Studies (Creative Writing) I(2) Specialized English Studies (Creative Writing) II(2)		4単位 選択必修		
異文化理解	1単位以上	ア	Introduction to British Culture I(2) Introduction to British Culture II(2)		ア・イ いずれか 4単位 選択必修			
		イ	Introduction to American Culture I(2) Introduction to American Culture II(2)					
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					20			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8単位以上	4単位以上	英語科教育法1(2) 英語科教育法2(2)		8単位 必修	4単位 必修		
			英語科教育法3(2) 英語科教育法4(2)			選択		
合計		28	24	合計		28	24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校英語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 英語》			ヨーロッパ言語学科						
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等						
科目区分	各科目に含めること 必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数				
		中学校	高校		中学校	高校	履修方法		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	1単位以上	Introduction to English Linguistics I(2) Introduction to English Linguistics II(2)		4単位 必修		各科目区分で 指定された単位数以外に 6単位選択必修	
				英語学A(英語音声学・音韻論)I(2) 英語学A(英語音声学・音韻論)II(2) 英語学B(英語統語・意味論)I(2) 英語学B(英語統語・意味論)II(2) English Lexis C I(2) English Lexis C II(2)		選択必修			
				英米文学概論 I(2) 英米文学概論 II(2)		4単位 必修			
				米文学 I(2) 米文学 II(2)		選択必修			
				特別英語(英語プレゼンテーション I)(1) 特別英語(英語プレゼンテーション II)(1) 特別英語(多読多聴 I)(2) 特別英語(多読多聴 II)(2)		4単位 選択必修			
		異文化理解	1単位以上	異文化コミュニケーション I(2) 異文化コミュニケーション II(2)		2単位 選択必修			
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					20				
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8単位以上	4単位以上	英語科教育法1(2) 英語科教育法2(2)		8単位 必修	4単位 必修		
				英語科教育法3(2) 英語科教育法4(2)			選択		
合計		28	24	合計		28	24		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、英語の免許状のみ取得希望の場合は、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校英語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
- 「英語コミュニケーション」の特別英語に4単位の選択必修が設定されていますが、卒業には別途、特別英語を4単位修得する必要があります。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 ドイツ語》			ヨーロッパ言語学科			
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数	
		中学校	高校		中学校	高校
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	ドイツ語学	1単位以上	ドイツ語学概論Ⅰ(2) ドイツ語学概論Ⅱ(2)	4単位必修	
				ドイツ語学A(音声学・音韻論)Ⅰ(2) ドイツ語学A(音声学・音韻論)Ⅱ(2) ドイツ語学B(意味論・文法論)Ⅰ(2) ドイツ語学B(意味論・文法論)Ⅱ(2) ドイツ語学C(ドイツ語史)Ⅰ(2) ドイツ語学C(ドイツ語史)Ⅱ(2)	選択	
		ドイツ文学	1単位以上	ドイツ文学概論(文学史)Ⅰ(2) ドイツ文学概論(文学史)Ⅱ(2)	4単位必修	
				ドイツ文学A(近現代)Ⅰ(2) ドイツ文学A(近現代)Ⅱ(2)	選択	
		ドイツ語コミュニケーション	1単位以上	専攻ドイツ語(会話)Ⅰ(2) 専攻ドイツ語(会話)Ⅱ(2) 専攻ドイツ語(会話)Ⅲ(2) 専攻ドイツ語(会話)Ⅳ(2)	8単位必修	
		異文化理解	1単位以上	ドイツ文化概論(歴史)Ⅰ(2) ドイツ文化概論(歴史)Ⅱ(2)	4単位必修	
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					20	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8単位以上	4単位以上	ドイツ語科教育法1(2) ドイツ語科教育法2(2)	8単位必修	4単位必修	
			ドイツ語科教育法3(2) ドイツ語科教育法4(2)		選択	
合計	28	24	合計	28	24	

注意事項

- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、ドイツ語の免許状取得を希望し、英語で教育実習を行う場合、3年次末までに「ドイツ語科教育法1(2)」「ドイツ語科教育法2(2)」「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。ドイツ語で教育実習を行う場合は、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得する必要はありません。
- 「教科に関する専門的事項」について、実習を行う教科において、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 選択科目の修得単位は、中学校及び高校ドイツ語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 フランス語》			ヨーロッパ言語学科			
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数	
		中学校	高校		中学校	高校
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	1単位以上	フランス語学		フランス語学概論Ⅰ(2) フランス語学概論Ⅱ(2)	4単位 必修
			フランス語学		フランス語学A(音声学・音韻論)Ⅰ(2) フランス語学A(音声学・音韻論)Ⅱ(2) フランス語学B(統語・意味論)Ⅰ(2) フランス語学B(統語・意味論)Ⅱ(2)	選択
	1単位以上	フランス文学		フランス文学概論Ⅰ(2) フランス文学概論Ⅱ(2)	4単位 必修	
		フランス文学		フランス文学AⅠ(2) フランス文学AⅡ(2) フランス文学BⅠ(2) フランス文学BⅡ(2)	選択	
	1単位以上	フランス語コミュニケーション		専攻フランス語(会話)Ⅰ(2) 専攻フランス語(会話)Ⅱ(2) 専攻フランス語(会話)Ⅲ(2) 専攻フランス語(会話)Ⅳ(2)	8単位 必修	
	1単位以上	異文化理解		フランス文化概論Ⅰ(2) フランス文化概論Ⅱ(2)	4単位 必修	
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					20	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8単位以上	4単位以上	フランス語科教育法1(2) フランス語科教育法2(2)		8単位 必修	4単位 必修
			フランス語科教育法3(2) フランス語科教育法4(2)			選択
合計	28	24	合計		28	24

注意事項

- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、フランス語の免許状取得を希望し、英語で教育実習を行う場合、3年次末までに「フランス語科教育法1(2)」「フランス語科教育法2(2)」「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
フランス語で教育実習を行う場合は、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得する必要はありません。
- 「教科に関する専門的事項」について、実習を行う教科において、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 選択科目の修得単位は、中学校及び高校フランス語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 国語》			アジア言語学科					
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数			
		中学校	高校		中学校	高校	履修方法	
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1単位以上		日本語学入門(2) 日本語表現法(2) 日本語音声学(2)	6単位必修			中学校各科目は6単位数分選で択必修された単位以外に、高校は8単位数選必修
				日本語学概論Ⅰ(2) 日本語学概論Ⅱ(2) 日本語文法Ⅰ(2) 日本語文法Ⅱ(2) 日本語文法Ⅲ(2) 日本語史(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー(日本語論)Ⅰ(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー(日本語論)Ⅱ(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー(日本語論)Ⅲ(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー(日本語論)Ⅳ(2)	選択必修			
	国文学 (国文学史を含む。)	1単位以上		日本文学入門(2) 日本文学概論(2)	4単位必修			
				日本文学論Ⅰ(2) 日本文学論Ⅱ(2) 日本文学論Ⅲ(2) 日本文学史(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー(日本文学)Ⅰ(2) 日本語・コミュニケーション専門セミナー(日本文学)Ⅱ(2)	選択必修			
	漢文学	1単位以上		漢文学概論(2)	2単位必修			
書道 (書写を中心とする。)	1単位以上	—	書道(2)	2単位必修	—			
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					20			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8単位以上	4単位以上	国語科教育法1(2) 国語科教育法2(2) 国語科教育法3(2) 国語科教育法4(2)	8単位必修	4単位必修 選択		
合計		28	24	合計		28	24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、国語の免許状のみ取得希望の場合は、3年次末までに「国語科教育法1(2)」及び「国語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校国語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 英語》			アジア言語学科				
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		
		中学校	高校		中学校	高校	履修方法
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	1単位以上	Introduction to English Linguistics I(2) Introduction to English Linguistics II(2)	4単位	}	各科目区分で指定された単位数以外に 6単位選択必修
				英語学A(英語音声学・音韻論)I(2) 英語学A(英語音声学・音韻論)II(2) 英語学B(英語統語・意味論)I(2) 英語学B(英語統語・意味論)II(2) English Lexis C I(2) English Lexis C II(2)	選択必修		
				英米文学概論I(2) 英米文学概論II(2)	4単位		
				米文学I(2) 米文学II(2)	選択必修		
				特別英語(英語プレゼンテーションI)(1) 特別英語(英語プレゼンテーションII)(1) 特別英語(多読多聴I)(2) 特別英語(多読多聴II)(2)	4単位		
異文化理解	1単位以上	異文化理解概論(2) アジアの英語(2)	2単位	選択必修			
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					20		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8単位以上	4単位以上	英語科教育法1(2) 英語科教育法2(2)	8単位	4単位		
			英語科教育法3(2) 英語科教育法4(2)	必修	選択		
合計	28	24	合計	28	24		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、英語の免許状のみ取得希望の場合は、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校英語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
- 「英語コミュニケーション」の特別英語に4単位の選択必修が設定されていますが、卒業には別途、特別英語を4単位修得する必要があります。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 中国語》			アジア言語学科				
施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		
		中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	中国語学	1単位以上	中国語学概論Ⅰ(2) 中国語学概論Ⅱ(2)		4単位必修		
			中国語学AⅠ(2) 中国語学AⅡ(2) 中国語学BⅠ(2) 中国語学BⅡ(2)		選択		
	中国文学	1単位以上	中国文学概論Ⅰ(2) 中国文学概論Ⅱ(2)		4単位必修		
			中国文学AⅠ(2) 中国文学AⅡ(2) 中国文学BⅠ(2) 中国文学BⅡ(2)		選択		
	中国語コミュニケーション	1単位以上	専攻中国語(会話)Ⅰ(2) 専攻中国語(会話)Ⅱ(2) 専攻中国語(会話)Ⅲ(2) 専攻中国語(会話)Ⅳ(2)		8単位必修		
	異文化理解	1単位以上	中国文化概論Ⅰ(2) 中国文化概論Ⅱ(2)		4単位必修		
			中国文化論BⅠ(2) 中国文化論BⅡ(2) 中国文化論CⅠ(2) 中国文化論CⅡ(2)		選択		
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					20	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8単位以上	4単位以上	中国語科教育法1(2) 中国語科教育法2(2)		8単位必修	4単位必修
				中国語科教育法3(2) 中国語科教育法4(2)			選択
合計	28	24	合計		28	24	

注意事項

- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、中国語の免許状取得を希望し、英語で教育実習を行う場合、3年次末までに「中国語科教育法1(2)」、「中国語科教育法2(2)」、「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。また、中国語の免許状取得を希望し、国語で教育実習を行う場合、3年次末までに「中国語科教育法1(2)」、「中国語科教育法2(2)」、「国語科教育法1(2)」及び「国語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。中国語で教育実習を行う場合は、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」、または「国語科教育法1(2)」及び「国語科教育法2(2)」を修得する必要はありません。
- 「教科に関する専門的事項」について、実習を行う教科において、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 選択科目の修得単位は、中学校及び高校中国語の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高 校 科 全 教 科	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中 学 校 科 高 全 教 科	学校インターンシップA(2) 学校インターンシップB(2) 学校経営と学校図書館(2)※ 学校図書館メディアの構成(2)※ 学習指導と学校図書館(2)※ 読書と豊かな人間性(2)※	選択	選択 必修
合 計	4	12	合 計		0	6

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で6単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は、必修の「道徳教育論(2)」を含め6単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。
- ヨーロッパ言語学科及びアジア言語学科において、高校の複数の免許状取得を希望する場合は、**教科ごとに最低修得単位数を満たす**必要があります。
- ※は司書教諭資格の取得に関する科目です。資格の詳細は外国語学部の『履修要項』で確認してください。